第明治三十五種郵便物認可
△
○　　○
1　平成29年3月2日　木曜日　官　報　（号外第42号）

# 官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会徴戒の処分関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三
会社その他　三
会社決算公告　三

## 公　告

### 諸　事　項

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２９年（フ）第５７９号**
東京都豊島区南池袋２丁目32番１号
債務者　株式会社クレイソフト
代表者代表取締役　合原　和也
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　弓削田　博
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６３２号**
東京都港区虎ノ門３丁目22番７―503　東武ハイライン第２芝虎ノ門
債務者　特定非営利活動法人プロジェクトマネジメント・インキュベーション協会
代表者代表理事　伊東　　緑（商業登記簿上の代表者代表理事清水計雄）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　通也
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６７７号**
東京都台東区千束４丁目11番12号
債務者　錦生工業株式会社
代表者代表取締役　杉山　常明
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　　岳
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６９７号**
東京都豊島区南長崎２丁目２番20号
債務者　鈴喜木材株式会社
代表者代表取締役　鈴木満智子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一夫
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７０１号**
東京都北区滝野川３丁目57番２号　ノルド・ルミエール・アン303号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区築地４丁目３番12号
債務者　株式会社オフィスジェイアイ
代表者代表取締役　伊藤　純子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀本　博靖
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７１５号**
東京都渋谷区宇田川町36番22―401号
債務者　株式会社ａ―ｍｏｔｉｏｎ
代表者代表取締役　元田　勝也
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　由子
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７１６号**
東京都渋谷区宇田川町36番22―401号
債務者　ａｔｈｌｅａｄ株式会社
代表者代表取締役　元田　勝也
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　由子
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７２３号**
東京都世田谷区喜多見１丁目28番12号
債務者　株式会社ドラゴンロケーションズ
代表者代表取締役　三橋　寛一
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横倉　　仁
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７２４号**
東京都足立区古千谷本町４丁目４番15号
債務者　株式会社南稜
代表者代表清算人　平澤　哲雄
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　裕美
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７２８号**
東京都豊島区西池袋１―１―25　東武百貨店内３階３番地、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区築地３丁目５番４号
債務者　株式会社アイ・ピュア
代表者代表取締役　森下　　博
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　　穣
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部